

# 実 技 試 験

## ☆☆☆解答に当たっての注意事項☆☆☆

- ・ 問題数は40問、解答はすべて記述式です。
- ・ 択一問題の場合、選択肢の中から正解と思われるものを1つ選んでください。
- ・ 語群選択問題の場合、語群の中からそれぞれの空欄にあてはまるとされる語句・数値を選び、語群に記されたとおりに解答用紙の所定の欄に記入してください。また、語群の語句・数値にそれぞれ番号が付してある場合は、その番号のみを記入してください。
- ・ 語群のない問題の場合、指示に従い解答用紙の所定の欄に直接正解と思われる語句・数値・記号を記入してください。
- ・ 試験問題については、特に指示のない限り、2018年4月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例については考慮しないものとします。
- ・ 解答は楷書、算用数字（1、2、3…）ではっきりと正しく記入してください（誤字・脱字・略字は不可）。
- ・ 計算問題については、計算結果を解答として所定の欄に記入してください。その際、解答用紙に記載されている単位を使用し、漢字や小数点、上付き数字を使用しないでください。正しく記入されなかった場合、採点されませんのでご注意ください。なお、カンマのあり・なしについては採点には影響しません。

【例1】解答用紙に記載の単位「万円」の場合

可の例：105万円／不可の例：1,050,000円

【例2】解答用紙に記載の単位「円」の場合

可の例：1,005,000円／不可の例：100万5,000円、100.5万円、100.<sup>5</sup>万円

【第1問】下記の（問1）、（問2）について解答しなさい。

問1

ファイナンシャル・プランナー（以下「F P」という）が、ファイナンシャル・プランニング業務を行ううえでは「関連業法」を順守することが重要である。F Pの行為に関する次の（ア）～（エ）の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

- （ア）投資助言・代理業の登録を受けていないF Pが、顧客が保有する株式の発行会社のホームページからダウンロードしたI R資料を印刷して手渡した。
- （イ）生命保険募集人または保険仲立人の登録を受けていないF Pが、顧客から生命保険の見直し相談を受け、生命保険の契約締結の媒介を行った。
- （ウ）弁護士資格を有していないF P（遺言者や公証人と利害関係はない）が、顧客から依頼され、公正証書遺言の証人となった。
- （エ）税理士資格を有していないF Pが、有料の相談業務において、仮定の事例に基づく一般的な税法の解説を行った。

問2

「金融商品の販売等に関する法律（以下「金融商品販売法」という）」に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 金融商品販売法は、金融商品販売業者等が行う金融商品の販売等に係る勧誘の適正の確保のための措置等について定めることにより、顧客の保護を図るものである。
2. 金融商品販売業者が金融商品を販売する際、金融商品販売業者の破綻等により元本欠損が生じるおそれは説明義務の対象である。
3. 金融商品販売業者による顧客への説明義務の対象である金融商品には、国内商品先物取引が含まれる。
4. 金融商品販売業者が説明義務違反を行ったことにより顧客に損害が生じた場合の損害額は、元本欠損額と推定される。

【第2問】下記の（問3）～（問5）について解答しなさい。

### 問3

下記<資料>の債券を発行日から4年後に額面100万円分取得し、その後償還まで保有した場合の最終利回り（単利・年率）を計算しなさい。なお、手数料や税金等については考慮しないものとし、計算結果については小数点以下第4位を切り捨てること。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと（解答用紙に記載されているマス目に数値を記入すること）。

<資料>

表面利率：年0.60%
買付価格：額面100円につき103.20円
発行価格：額面100円につき100.00円
償還期間：10年
償還までの残存年数：6年

### 問4

下記<資料>に関する次の記述の空欄（ア）、（イ）にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

<資料>

	Q X株式会社	Q Y株式会社
株価	5,200円	27,880円
1株当たり利益	245円	1,450円
1株当たり純資産	1,060円	6,420円
1株当たり年間配当金	100円	270円

- ・ Q X株式会社とQ Y株式会社の株価をP E R（株価収益率）で比較した場合、（ア）株式会社の方が割安といえる。
- ・ Q X株式会社とQ Y株式会社の効率性をR O E（自己資本利益率）で比較した場合、（イ）株式会社の方が効率的に利益を上げているといえる。

- 1.（ア）Q X （イ）Q X
- 2.（ア）Q X （イ）Q Y
- 3.（ア）Q Y （イ）Q X
- 4.（ア）Q Y （イ）Q Y

## 問5

下記<資料>は、千田さんが同一の特定口座内で行ったPA株式会社の株式の取引に係る明細である。千田さんが2018年9月3日に売却した1,000株について、譲渡所得の取得費の計算の基礎となる1株当たりの取得価額として、正しいものはどれか。なお、計算結果について円未満の端数が生じる場合には切り捨てること。

<資料>

取引日	取引種類	株数(株)	約定単価(円)
2016年10月3日	買付	1,000	5,000
2017年8月1日	買付	2,000	6,200
2017年10月31日	株式分割 1:10	—	—
2018年9月3日	売却	1,000	700

※売買手数料および消費税については考慮しないこととする。

※その他の記載のない条件については一切考慮しないこととする。

1. 500円
2. 560円
3. 580円
4. 620円

【第3問】下記の（問6）～（問9）について解答しなさい。

問6

贈与税の配偶者控除（以下「本特例」という）に関する次の記述の空欄（ア）～（エ）に入る語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

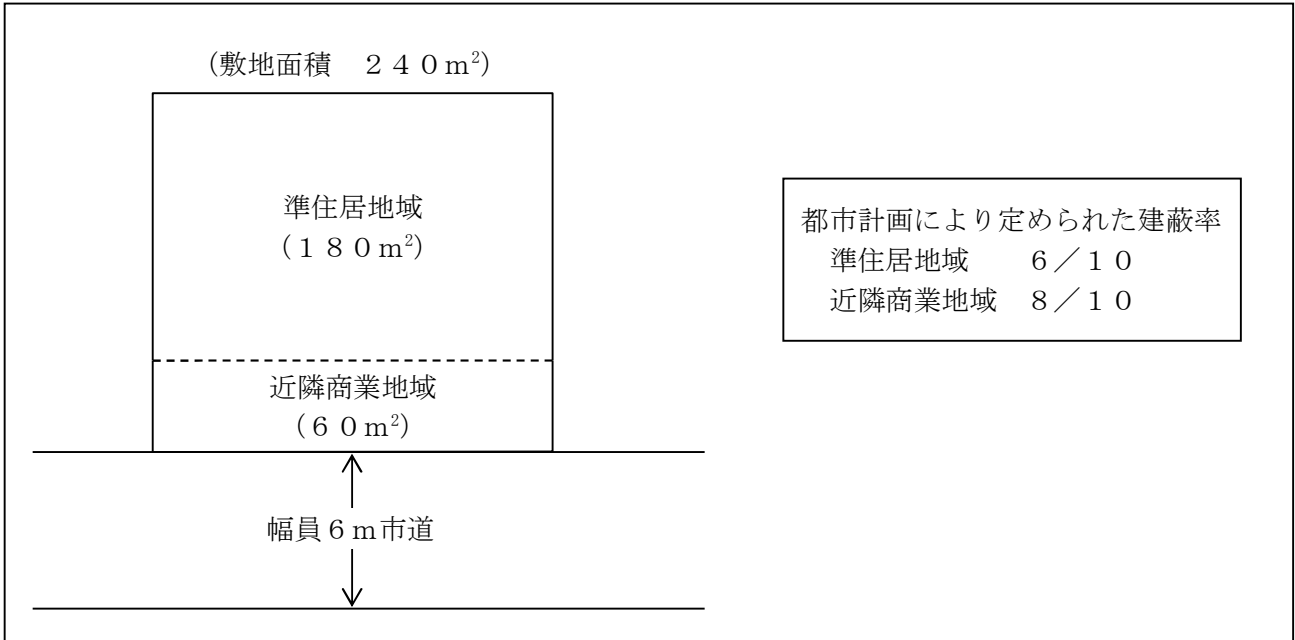
- ・ 本特例は、婚姻期間が（ア）以上ある配偶者からの居住用不動産または居住用不動産を取得するための金銭の贈与が適用対象である。
- ・ 本特例の適用を受けると、贈与を受けた財産の価格から、贈与税の基礎控除110万円（イ）、最高2,000万円まで控除することができる。
- ・ 本特例の適用を受けるためには、贈与を受けた年の（ウ）までに、贈与により取得した居住用不動産または贈与を受けた金銭で取得した居住用不動産に、贈与を受けた者が現実に住んでおり、その後も引き続き住む見込みでなければならない。
- ・ 本特例の適用を受けた財産の贈与を受けた後、3年以内に贈与者の相続が開始した場合、贈与されたその財産は相続財産に（エ）。

1. （ア）20年 （イ）を含めて （ウ）12月31日 （エ）加算される
2. （ア）25年 （イ）とは別に （ウ）12月31日 （エ）加算されない
3. （ア）20年 （イ）とは別に （ウ）翌年3月15日 （エ）加算されない
4. （ア）25年 （イ）を含めて （ウ）翌年3月15日 （エ）加算される

### 問7

建築基準法に従い、下記<資料>の土地に建物を建築する場合の建築面積の最高限度を計算しなさい。  
なお、<資料>に記載のない条件については一切考慮しないこと。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

<資料>



### 問8

馬場さんは、15年前に相続により取得して引き続き居住している自宅の土地および建物を売却する予定である。売却に係る状況が下記<資料>のとおりである場合の所得税における課税長期譲渡所得の金額として、正しいものはどれか。なお、<資料>に記載のない条件については一切考慮しないこと。

<資料>

- ・ 取得費：土地および建物とも不明であるため概算取得費とする。
- ・ 譲渡価額（合計）：4,700万円
- ・ 譲渡費用（合計）：180万円

※居住用財産を譲渡した場合の3,000万円特別控除の特例の適用を受けるものとする。

※所得控除は考慮しないものとする。

1. 1,456万円
2. 1,285万円
3. 1,212万円
4. 1,050万円

## 問9

藤原さんは、下記<資料>の投資用マンションについて購入を検討しており、FPの湯本さんに質問をした。下記の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な数値または語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、<資料>に記載のない条件については一切考慮しないこと。

### <資料>

- ・ 購入費用の総額：2,000万円（消費税と仲介手数料等取得費用を含めた金額）
- ・ 想定される賃料（月額）：100,000円
- ・ 運営コスト（月額）：管理費等 10,000円  
管理業務委託費 月額賃料の5%
- ・ 想定される固定資産税（年額）：60,000円

藤原さん：「<資料>のマンションの購入を検討しています。気に入っているのですが、利回りについてもしっかり考えたいと思っています。」

湯本さん：「<資料>のマンションの場合、実質利回りは、（ア）万円÷2,000万円で計算できます。購入費用の総額を下げることができれば、実質利回りは（イ）。」

藤原さん：「購入にはローンを利用する予定です。確定申告で気を付けることはありますか？」

湯本さん：「不動産所得の金額の計算上、ローン返済額のうち（ウ）は必要経費になりません。」

### <語群>


1. 96
2. 102
3. 上がります
4. 下がります
5. 元金部分
6. 利息部分

【第4問】下記の（問10）～（問13）について解答しなさい。

問10


福岡弘子さん（58歳）が保険契約者（保険料負担者）および被保険者として加入している生命保険（下記＜資料＞参照）の保障内容に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる数値を解答欄に記入しなさい。なお、保険契約は有効に継続し、かつ特約は自動更新しているものとし、弘子さんはこれまでに＜資料＞の保険から、保険金・給付金を一度も受け取っていないものとする。また、各々の記述はそれぞれ独立した問題であり、相互に影響を与えないものとする。

＜資料／保険証券1＞

定期保険特約付終身保険		保険証券記号番号 ××-××××××	
保険契約者	福岡 弘子 様	保険契約者印	◇契約日 1990年7月1日 ◇主契約の保険期間 終身 ◇主契約の保険料払込期間 30年間 ◇特約の保険期間 10年
被保険者	福岡 弘子 様 1960年5月26日生 女性		
受取人	死亡保険金 福岡 秀一 様 (夫)	受取割合 10割	
◇ご契約内容		◇お払い込みいただく合計保険料	
終身保険金額（主契約保険金額）		150万円	
定期保険特約保険金額		1,200万円	
傷害特約保険金額		500万円	
災害入院特約	入院5日目から	日額5,000円	
疾病入院特約	入院5日目から	日額5,000円	
※約款所定の手術を受けた場合、手術の種類に応じて入院給付日額の10倍・20倍・40倍の手術給付金を支払います。			
女性疾病入院特約	入院5日目から	日額5,000円	
		毎回 △,△△△円 保険料払込方法 月払い	
※入院給付金の1入院当たりの限度日数は120日、通算限度日数は1,095日です。			



<資料/保険証券2>

終身ガン保険		保険証券記号番号 ○○-○○○○○	
保険契約者	福岡 弘子 様	保険契約者印  	◇契約日 1998年5月1日
被保険者	福岡 弘子 様 1960年5月26日生 女性		◇主契約の保険期間 終身
受取人	給付金 被保険者 様 死亡給付金 福岡 秀一 様 (夫)	受取割合 10割	◇主契約の保険料払込期間 終身
◇ご契約内容		◇お払い込みいただく合計保険料	
ガン診断給付金	初めてガンと診断されたとき	100万円	毎回 △,△△△円
ガン入院給付金	1日目から日額	1万円	保険料払込方法 月払い
ガン手術給付金	1回につき	20万円	
ガン死亡給付金	ガンによる死亡	20万円	
死亡給付金	ガン以外による死亡	10万円	

- ・ 弘子さんが現時点で、交通事故で即死した場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ア）万円である。
- ・ 弘子さんが現時点で、肺炎で6日間入院した場合（手術は受けていない）、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（イ）万円である。
- ・ 弘子さんが現時点で、初めてガン（乳ガン・悪性新生物）と診断され12日間入院し、その間に約款所定の手術（給付倍率40倍）を1回受けた場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ウ）万円である。

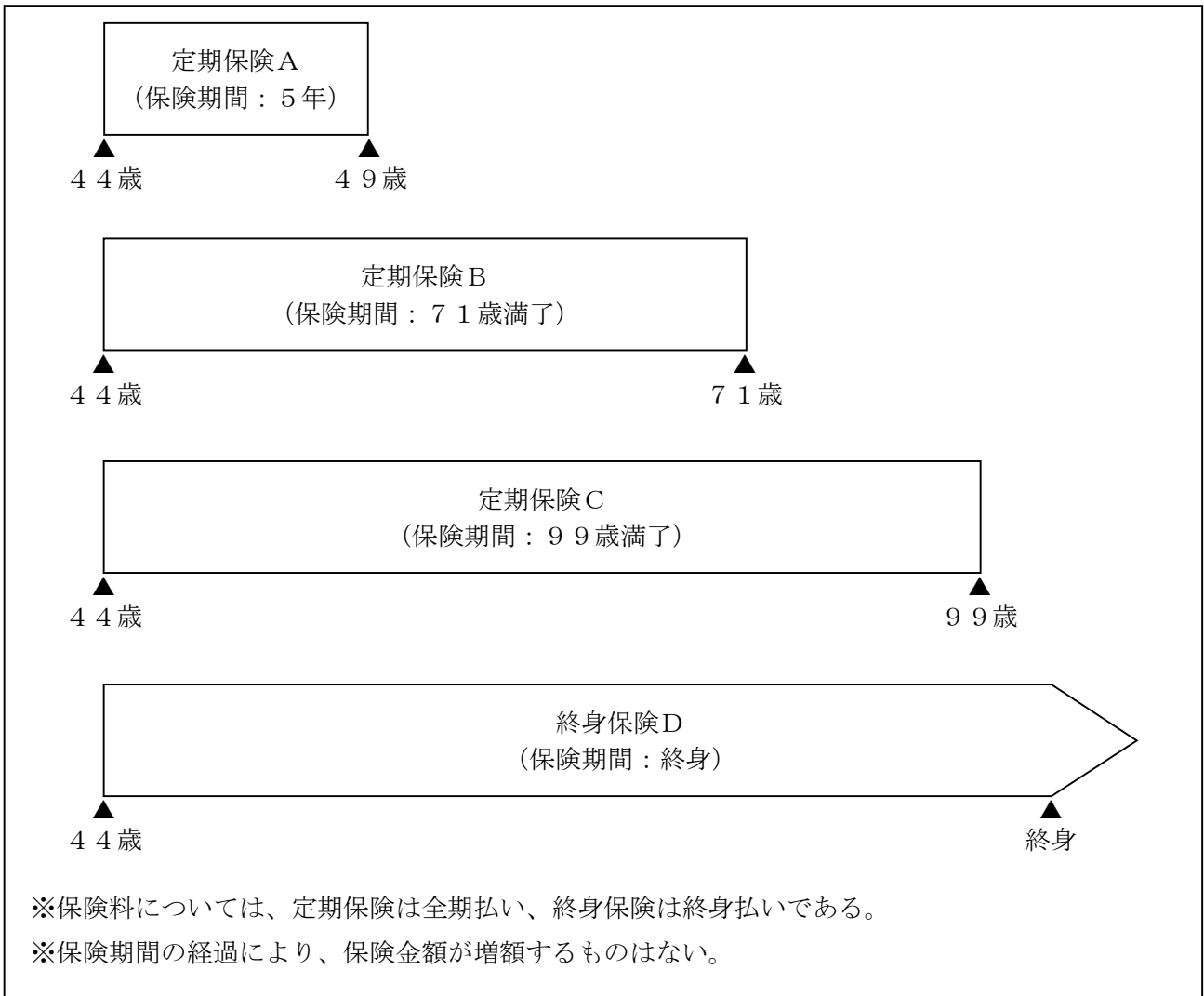
問 1 1

株式会社R Kの代表取締役である長谷川和彦さん（44歳）は、現在、法人契約での生命保険の加入を検討しており、下記の生命保険について、FPで税理士でもある大下さんに支払保険料に関する税務の相談をした。大下さんがそれぞれの生命保険の保険料支払時における一般的な経理処理について述べた次の説明の空欄（ア）～（エ）に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、同じ語句を何度選んでもよいこととし、契約条件はいずれも以下のとおりとする。

<契約条件>

保険契約者：株式会社R K  
被保険者：長谷川 和彦  
死亡保険金受取人：株式会社R K  
被保険者生年月日：1973年12月1日  
保険料払込方法：月払い

<加入を検討している生命保険>



<参考資料>

[法人が支払う長期平準定期保険等の保険料の取扱いについて (国税庁HPより抜粋)]

	区分	前払期間	資産計上額
長期平準定期保険	保険期間満了の時における被保険者の年齢が70歳を超え、かつ、当該保険に加入した時における被保険者の年齢に保険期間の2倍に相当する数を加えた数が105を超えるもの	保険期間の開始の時から当該保険期間の60%に相当する期間	支払保険料の2分の1に相当する金額

「定期保険Aは（ア）となります。」

「定期保険Bは（イ）となります。」

「定期保険Cは（ウ）となります。」

「終身保険Dは（エ）となります。」

<語群>

1. 支払保険料の全額が損金
2. 支払保険料の全額が資産計上
3. 保険期間の前半60%に相当する期間、支払保険料の2分の1相当額が資産計上
4. 保険期間の前半60%に相当する期間、支払保険料の3分の2相当額が資産計上
5. 保険期間の前半60%に相当する期間、支払保険料の4分の3相当額が資産計上

問 12

西里良二さんが2018年中に支払った生命保険の保険料は下記<資料>のとおりである。この場合の西里さんの2018年分の所得税の計算における生命保険料控除の金額として、正しいものはどれか。なお、下記<資料>の保険について、これまでに契約内容の変更は行われていないものとする。また、その年分の生命保険料控除額が最も多くなるように計算すること。

<資料>

<p>[定期保険（無配当）]          契約日：2005年4月1日          保険契約者：西里 良二          被保険者：西里 良二          死亡保険金受取人：西里 美奈子（妻）          2018年の年間支払保険料：58,000円</p>	<p>[個人年金保険（税制適格特約付）]          契約日：2015年8月1日          保険契約者：西里 良二          被保険者：西里 良二          年金受取人：西里 良二          2018年の年間支払保険料：250,720円          2018年の年間配当金：なし</p>
---	---

<所得税の生命保険料控除額の速算表>

[2011年12月31日以前に締結した保険契約（旧契約）等に係る控除額]

○一般生命保険料控除、個人年金保険料控除

年間の支払保険料の合計		控除額
25,000円 以下		支払金額
25,000円 超	50,000円 以下	支払金額×1/2 + 12,500円
50,000円 超	100,000円 以下	支払金額×1/4 + 25,000円
100,000円 超		50,000円

[2012年1月1日以降に締結した保険契約（新契約）等に係る控除額]

○一般生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護医療保険料控除

年間の支払保険料の合計		控除額
20,000円 以下		支払金額
20,000円 超	40,000円 以下	支払金額×1/2 + 10,000円
40,000円 超	80,000円 以下	支払金額×1/4 + 20,000円
80,000円 超		40,000円

(注) 支払保険料とは、その年に支払った金額から、その年に受けた剰余金や割戻金を差し引いた残りの金額をいう。

1. 39,500円
2. 74,500円
3. 79,500円
4. 89,500円



問 1 3

下記<資料>に基づき、杉山さん（50歳）が契約している自動車保険に関する次の（ア）～（エ）の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。なお、<資料>に記載のない特約については考慮しないものとする。

<資料>

自動車保険証券			
保険契約者			
住所	×××× ○-○○	賠償被保険者	
氏名	杉山 英二 様	(表示のない場合は契約者に同じ)	
ノンフリート 運転者年齢条件		30歳以上補償/ 30歳以上の方が運転中の事故を補償します。	
証券番号 ××-×××××			
保険期間	2018年 1月15日 午後4時から 2019年 1月15日 午後4時まで 1年間	合計保険料	△△, △△△円
被保険自動車			
登録番号	東京 ○○○ に ××××		
車体番号	△△△-△△△△△		
車名	×××		
用途車種	自家用小型乗用		
適用している割増・割引	ノンフリート契約 20等級 (割引60%) 運転者家族限定割引 (本人・配偶者・同居の親族・別居の未婚の子)		
安全装置	エアバッグ ABS		
補償種目・免責金額 (自己負担額) など		保険金額	
車両	免責金額	1回目 0万円	一般車両保険 (一般条件) 150万円
		2回目 10万円	
対人賠償 (1名につき)		無制限	
無保険車傷害		人身傷害で補償されます	
自損事故傷害		人身傷害で補償されます	
対物賠償	免責金額	0万円	無制限
人身傷害 (1名につき)	搭乗中のみ担保		1億円
搭乗者傷害 (1名につき)		補償されません	
その他の補償			
弁護士費用特約		補償されます 300万円	
ファミリーバイク特約		補償されます (対人・対物に同じ)	
事故付随費用特約		補償されません	

- (ア) 杉山さんの友人（50歳）が被保険自動車を運転して事故を起こした場合、補償の対象とならない。
- (イ) 杉山さんが被保険自動車を運転中に事故を起こしケガをした場合、過失割合に関わらず治療費用の補償を受けることができる。
- (ウ) 杉山さんと同居している杉山さんの長女（21歳）が被保険自動車を運転して事故を起こした場合、補償の対象となる。
- (エ) 杉山さんが所有する原動機付自転車（50cc）を杉山さんの妻（45歳）が運転し、事故を起こして他人にケガを負わせてしまった場合、補償の対象となる。

【第5問】下記の（問14）～（問16）について解答しなさい。

問14

駒田シゲ子さん（69歳）の2018年分の収入等が以下のとおりである場合、駒田さんの2018年分の所得税における総所得金額を計算しなさい。なお、青色申告特別控除10万円の適用を受けるものとする。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

<2018年分の収入等>

内容	金額
老齢基礎年金	72万円
遺族厚生年金	135万円
アパート収入	120万円
アパート収入に係る必要経費	48万円

※駒田さんは、アパート経営を始めた翌年の2009年から青色申告者となっており、帳簿書類の備付け等の要件は満たしている。なお、このアパート経営は、事業的規模には該当しない。

<公的年金等控除額の速算表>

納税者区分	公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
65歳未満の者	130万円未満	70万円
	130万円以上 410万円未満	収入金額×25%+ 37.5万円
	410万円以上 770万円未満	収入金額×15%+ 78.5万円
	770万円以上	収入金額× 5%+155.5万円
65歳以上の者	330万円未満	120万円
	330万円以上 410万円未満	収入金額×25%+ 37.5万円
	410万円以上 770万円未満	収入金額×15%+ 78.5万円
	770万円以上	収入金額× 5%+155.5万円



### 問 1 5

個人事業主で青色申告者である細井さんの2018年分の所得等が下記<資料>のとおりである場合、細井さんが2018年分の所得税の確定申告を行う際、事業所得と損益通算できる損失に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。なお、▲が付された所得の金額は、その所得に損失が発生していることを意味するものとする。

<資料>

所得の種類	所得金額	備考
事業所得	840万円	飲食店経営に係る所得で、青色申告特別控除65万円控除後の金額である。
不動産所得	▲120万円	アパート経営に係る必要経費(※)が収入を上回ることによる損失である。
譲渡所得	▲30万円	すべて上場株式の売却損である。
雑所得	▲10万円	雑誌に寄稿した原稿料に係る必要経費が収入を上回ることによる損失である。

※必要経費の中には、土地の取得に要した借入金の利子の額40万円が含まれている。

1. 不動産所得▲120万円および譲渡所得▲30万円と損益通算できる。
2. 不動産所得▲120万円および雑所得▲10万円と損益通算できる。
3. 不動産所得▲80万円および譲渡所得▲30万円と損益通算できる。
4. 不動産所得▲80万円と損益通算できる。

### 問 1 6

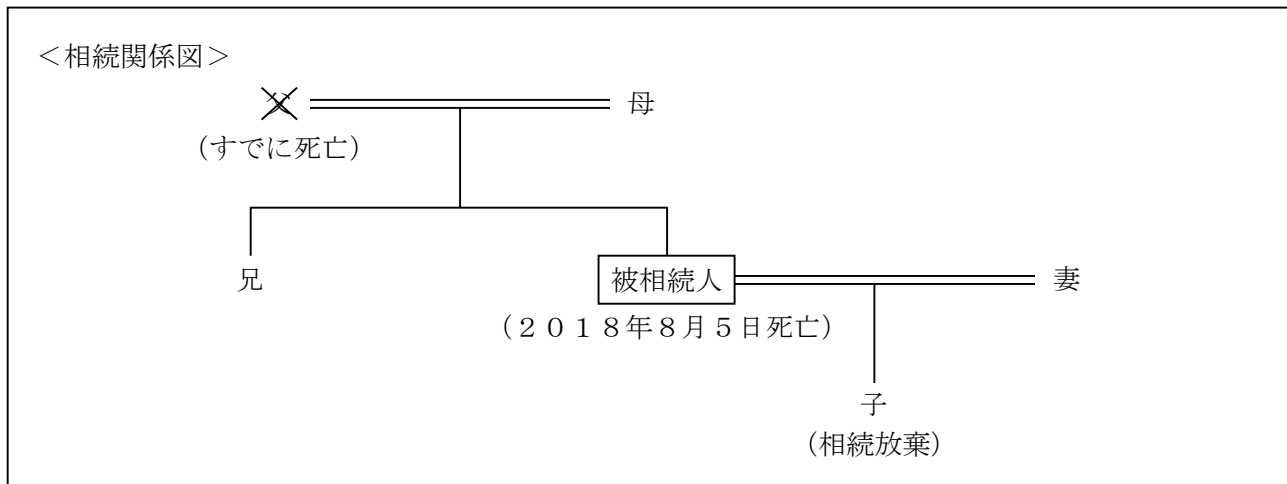
所得税におけるセルフメディケーション税制(医療費控除の特例)に関する次の(ア)～(エ)の記述について、正しいものには○、誤っているものには×を解答欄に記入しなさい。

- (ア) セルフメディケーション税制の適用対象者は、その適用を受けようとする年分に、健康の保持増進および疾病の予防に関する一定の取組みを行っている居住者である。
- (イ) 会社員の場合、一定の要件を満たしていれば、年末調整によりセルフメディケーション税制の適用を受けることができる。
- (ウ) セルフメディケーション税制の適用を受ける場合、その年分に従来の医療費控除の適用を受けることはできない。
- (エ) セルフメディケーション税制における控除の上限額は10万円である。

【第6問】下記の（問17）～（問20）について解答しなさい。

問17

下記＜相続関係図＞の場合において、民法の規定に基づく法定相続分に関する次の記述の空欄（ア）～（エ）に入る適切な語句または数値を語群の中から選び、解答欄に記入しなさい。なお、同じ語句または数値を何度選んでもよいこととする。



[相続人の法定相続分]

- ・ 被相続人の妻の法定相続分は（ア）、遺留分は（イ）。
- ・ 被相続人の母の法定相続分は（ウ）、遺留分は（エ）。

＜語群＞

なし	1/2	1/3	1/4	1/6
1/8	2/3	3/4	3/8	

### 問 18

吉田さんは、相続開始後の手続き等について、FPで税理士でもある西山さんに質問をした。下記の空欄（ア）～（エ）に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、同じ語句を何度選んでもよいこととする。

吉田さん：「相続人は、相続するかどうかの意思決定を、いつまでにする必要がありますか。」

西山さん：「相続人は、相続の開始があったことを知った時から原則として（ア）以内に、単純承認、限定承認、相続放棄のうちいずれかを選ぶことができます。その期間内に限定承認も相続放棄もしない場合は、単純承認したものとみなされます。」

吉田さん：「限定承認や相続放棄をする場合はどうするのですか。」

西山さん：「（イ）に、その旨の申述を行います。」

吉田さん：「相続税の申告はいつまでにする必要がありますか。」

西山さん：「相続税の申告は、相続の開始があったことを知った日の翌日から（ウ）以内に行うことになっています。」

吉田さん：「準確定申告はいつまでにする必要がありますか。」

西山さん：「相続の開始があったことを知った日の翌日から（エ）以内の手続きが必要です。」

#### <語群>

- |        |          |          |
|--------|----------|----------|
| 1. 3ヵ月 | 2. 4ヵ月   | 3. 10ヵ月  |
| 4. 税務署 | 5. 家庭裁判所 | 6. 地方裁判所 |

問 19

三上孝太さん（35歳）は、母（60歳）と祖母（83歳）から下記＜資料＞の贈与を受けた。孝太さんの2018年分の贈与税額として、正しいものはどれか。なお、母からの贈与については、2017年から相続時精算課税制度の適用を受けている（適用要件は満たしている）。

＜資料＞

[2018年中の贈与]

- ・ 母から贈与を受けた金銭の額：2,000万円
- ・ 祖母から贈与を受けた金銭の額：500万円

[2017年中の贈与]

- ・ 母から贈与を受けた金銭の額：800万円

※2017年中および2018年中に上記以外の贈与はないものとする。

※上記の贈与は、住宅取得等資金や結婚・子育てに係る資金の贈与ではない。

＜贈与税の速算表＞

(イ) 20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産の場合

基礎控除後の課税価格		税率	控除額
200万円 以下		10%	—
200万円 超	400万円 以下	15%	10万円
400万円 超	600万円 以下	20%	30万円
600万円 超	1,000万円 以下	30%	90万円
1,000万円 超	1,500万円 以下	40%	190万円
1,500万円 超	3,000万円 以下	45%	265万円
3,000万円 超	4,500万円 以下	50%	415万円
4,500万円 超		55%	640万円

(ロ) 上記 (イ) 以外の場合

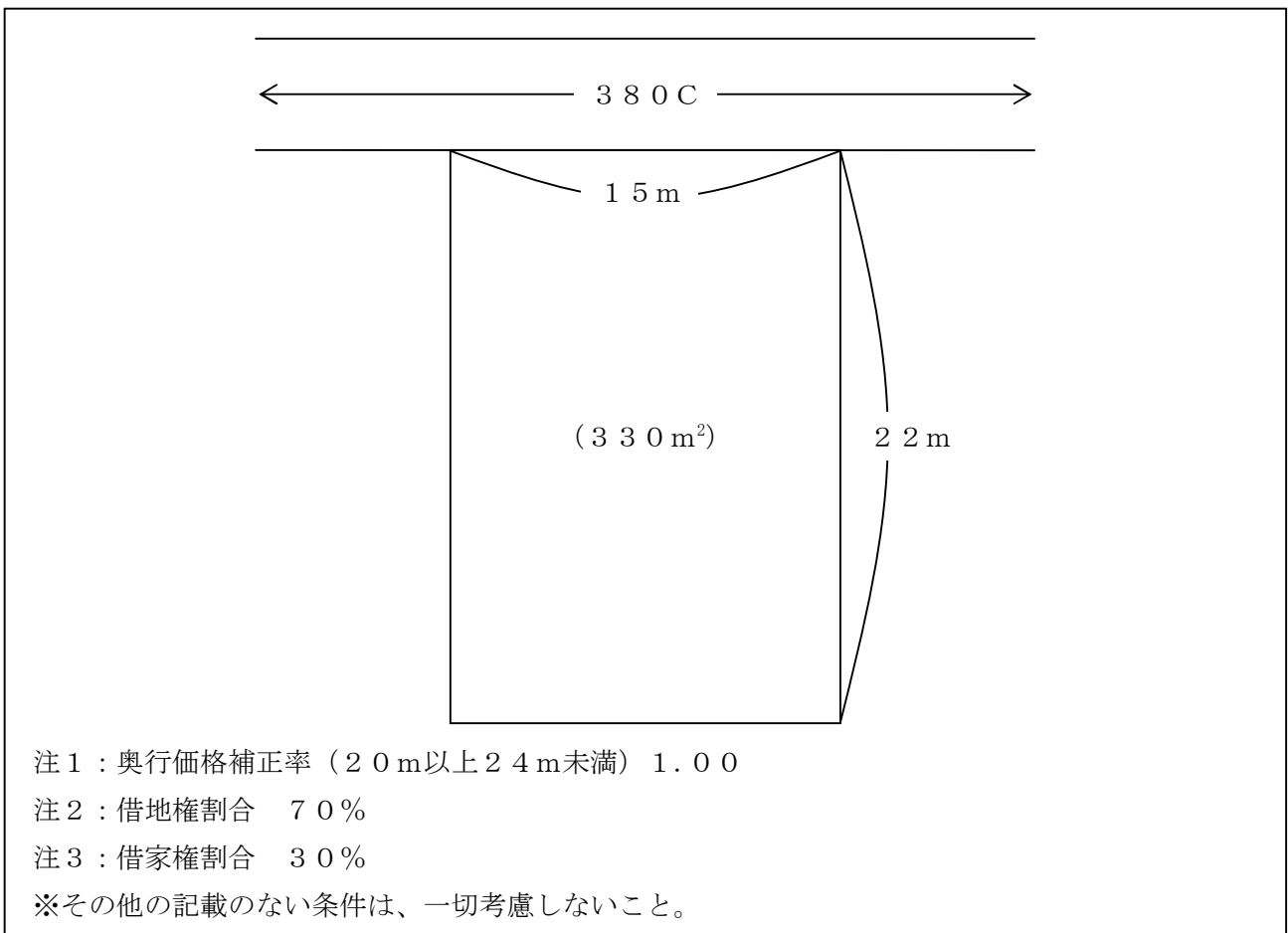
基礎控除後の課税価格		税率	控除額
200万円 以下		10%	—
200万円 超	300万円 以下	15%	10万円
300万円 超	400万円 以下	20%	25万円
400万円 超	600万円 以下	30%	65万円
600万円 超	1,000万円 以下	40%	125万円
1,000万円 超	1,500万円 以下	45%	175万円
1,500万円 超	3,000万円 以下	50%	250万円
3,000万円 超		55%	400万円

1. 1,085,000円
2. 1,130,000円
3. 1,170,000円
4. 1,300,000円

問20

下記<資料>の土地に係る路線価方式による普通借地権の相続税評価額の計算式として、正しいものはどれか。

<資料>



1.  $380 \text{ 千円} \times 1.00 \times 330 \text{ m}^2$
2.  $380 \text{ 千円} \times 1.00 \times 330 \text{ m}^2 \times 70\%$
3.  $380 \text{ 千円} \times 1.00 \times 330 \text{ m}^2 \times (1 - 70\%)$
4.  $380 \text{ 千円} \times 1.00 \times 330 \text{ m}^2 \times (1 - 70\% \times 30\% \times 100\%)$

【第7問】下記の（問21）～（問23）について解答しなさい。

＜皆川家の家族データ＞

氏名	続柄	生年月日	備考
皆川 幸樹	本人	1970年1月13日	会社員
和香奈	妻	1972年9月29日	会社員
愛莉	長女	2000年5月31日	高校生

＜皆川家のキャッシュフロー表＞

（単位：万円）

経過年数			基準年	1年	2年	3年
西暦（年）			2017	2018	2019	2020
家族構成／ 年齢	皆川 幸樹	本人	47歳	48歳	49歳	50歳
	和香奈	妻	45歳	46歳	47歳	48歳
	愛莉	長女	17歳	18歳	19歳	20歳
ライフイベント		変動率	住宅の リフォーム		愛莉 大学入学	
収入	給与収入（夫）	1%	434		(ア)	
	給与収入（妻）	1%	283			292
	収入合計	—	717	724		
支出	基本生活費	2%	365	372	380	387
	住居費	—	147	147	147	147
	教育費	2%				
	保険料	—	42	42	42	42
	一時的支出	—	130		50	
	その他支出	1%	20	20	20	21
	支出合計	—	784	691	859	
年間収支	—	▲67	33	▲127		
金融資産残高	1%	1,045	(イ)			

※年齢および金融資産残高は各年12月31日現在のものとし、2017年を基準年とする。

※給与収入は可処分所得で記載している。

※記載されている数値は正しいものとする。

※問題作成の都合上、一部を空欄としている。

### 問 2 1

皆川家のキャッシュフロー表の空欄（ア）に入る数値を計算しなさい。なお、計算過程においては端数処理をせず計算し、計算結果については万円未満を四捨五入すること。

### 問 2 2

皆川家のキャッシュフロー表の空欄（イ）に入る数値を計算しなさい。なお、計算過程においては端数処理をせず計算し、計算結果については万円未満を四捨五入すること。

### 問 2 3

下記＜資料＞に基づき、愛莉さんの2020年における生活費を計算しなさい。なお、愛莉さんは国立大学に進学し、一人暮らしをするものとする。また、計算に当たっては、下記＜計算に際しての留意点＞に従い、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

＜資料＞

[居住形態別・学生生活費（大学昼間部）]				(単位：万円)	
	自宅		下宿、アパート、その他		
	国立	私立	国立	私立	
支出額	110	176	174	249	

(参考) 日本学生支援機構「平成28年度学生生活調査結果」

＜計算に際しての留意点＞

- ・ 計算は＜資料＞の数値を用いること。
- ・ ＜資料＞の数値は2016年の数値である。
- ・ 変動率2%を加味すること。
- ・ 計算過程においては端数処理をせず計算し、計算結果については万円未満を四捨五入すること。
- ・ ＜資料＞の支出額には、授業料、学校納付金、課外活動費、通学費などの学校関係費と、食費、住居・光熱費、娯楽・嗜好品費などの生活費が含まれている。

【第8問】下記の（問24）～（問26）について解答しなさい。

下記の係数早見表を乗算で使用し、各問について計算しなさい。なお、税金は一切考慮しないこととし、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

[係数早見表（年利1.0%）]

	終価係数	現価係数	減債基金係数	資本回収係数	年金終価係数	年金現価係数
1年	1.010	0.990	1.000	1.010	1.000	0.990
2年	1.020	0.980	0.498	0.508	2.010	1.970
3年	1.030	0.971	0.330	0.340	3.030	2.941
4年	1.041	0.961	0.246	0.256	4.060	3.902
5年	1.051	0.951	0.196	0.206	5.101	4.853
6年	1.062	0.942	0.163	0.173	6.152	5.795
7年	1.072	0.933	0.139	0.149	7.214	6.728
8年	1.083	0.923	0.121	0.131	8.286	7.652
9年	1.094	0.914	0.107	0.117	9.369	8.566
10年	1.105	0.905	0.096	0.106	10.462	9.471
15年	1.161	0.861	0.062	0.072	16.097	13.865
20年	1.220	0.820	0.045	0.055	22.019	18.046
25年	1.282	0.780	0.035	0.045	28.243	22.023
30年	1.348	0.742	0.029	0.039	34.785	25.808

※記載されている数値は正しいものとする。



#### 問 2 4

青山さんは、老後の生活資金の一部として、毎年年末に100万円を受け取りたいと考えている。受取期間を20年間とし、年利1.0%で複利運用した場合、受取り開始年の初めにいくら資金があればよいか。

#### 問 2 5

谷口さんは、相続で受け取った3,000万円を将来に備えて運用したいと考えている。これを10年間、年利1.0%で複利運用する場合、10年後の合計額はいくらになるか。

#### 問 2 6

細川さんは、独立開業の準備資金として、5年後に1,000万円を用意しようと考えている。5年間、年利1.0%で複利運用しながら毎年年末に一定額を積み立てる場合、毎年いくらずつ積み立てればよいか。

【第9問】下記の（問27）～（問33）について解答しなさい。

<設例>

浜松慎一さんは、民間企業に勤務する会社員である。慎一さんと妻の麗子さんは、今後の資産形成や家計の見直しなどについて、FPで税理士でもある杉野さんに相談をした。なお、下記のデータはいずれも2018年9月1日現在のものである。

[家族構成]

氏名	続柄	生年月日	年齢	職業等
浜松 慎一	本人	1974年8月29日	44歳	会社員（正社員）
麗子	妻	1973年5月 1日	45歳	パートタイマー
翔太	長男	2001年7月21日	17歳	高校生
玲奈	長女	2004年6月12日	14歳	中学生

[収入金額（2017年）]

- ・ 慎一さん：給与収入750万円。給与収入以外の収入はない。
- ・ 麗子さん：給与収入98万円。給与収入以外の収入はない。

[金融資産（時価）]

- ・ 慎一さん名義
  - 銀行預金（普通預金）：100万円
  - 銀行預金（定期預金）：250万円
- ・ 麗子さん名義
  - 銀行預金（普通預金）：50万円
  - 銀行預金（定期預金）：20万円

[住宅ローン]

契約者：慎一さん  
借入先：SA銀行  
借入時期：2008年4月  
借入金額：3,500万円  
返済方法：元利均等返済（ボーナス返済なし）  
金利：年3.00%  
返済期間：35年間

[保険]

- ・ 定期保険A：保険金額2,500万円。保険契約者（保険料負担者）および被保険者は慎一さんである。
- ・ 学資保険B：保険金額200万円。保険契約者（保険料負担者）は慎一さん、被保険者は翔太さんである。18歳満期。
- ・ 低解約返戻金型終身保険C：保険金額250万円。保険契約者（保険料負担者）および被保険者は慎一さんである。
- ・ 火災保険D：保険金額1,000万円。保険の目的は「建物」。保険期間は35年。保険契約者（保険料負担者）は慎一さんである。

問27

慎一さんは、翔太さんの大学進学を控えて奨学金や教育ローンに関心を持ち、FPの杉野さんに質問をした。杉野さんが日本学生支援機構の貸与型奨学金および日本政策金融公庫の教育一般貸付（国の教育ローン）について説明する際に使用した下表の空欄（ア）～（エ）にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

	日本学生支援機構の貸与型奨学金	日本政策金融公庫の教育一般貸付
貸付（貸与）対象者	（ア）	主に学生・生徒の保護者
貸付（貸与）基準	保護者（家計支持者）の収入（所得）が（イ）	世帯年収（所得）による制限がある
申込み時期	決められた募集期間内	（ウ）
利息	[第一種奨学金] 無利息 [第二種奨学金]（エ）を上限とする利息付き（在学中は無利息）	在学期間内は利息のみの返済とすることが可能

1. （ア）学生・生徒の保護者   （イ）一定額以下   （ウ）いつでも可能   （エ）年利5%
2. （ア）学生・生徒の保護者   （イ）一定額以上   （ウ）決められた募集期間内   （エ）年利3%
3. （ア）学生・生徒本人   （イ）一定額以上   （ウ）決められた募集期間内   （エ）年利5%
4. （ア）学生・生徒本人   （イ）一定額以下   （ウ）いつでも可能   （エ）年利3%

## 問 28

慎一さんは下記<資料>のSA銀行の外貨定期預金キャンペーンに関心を持っている。この外貨定期預金について、満期時の外貨ベースの元利合計額を円転した金額として、正しいものはどれか。なお、計算過程においては小数点以下第3位を四捨五入し、計算結果（円転した金額）については円未満を切り捨てること。

<資料>

- ・ 預入額 10,000米ドル
- ・ 預入期間 1ヵ月
- ・ 預金金利 1.2% (年率)
- ・ 為替レート (1米ドル)

	TTS	TTM (仲値)	TTB
満期時	107.00円	106.00円	105.00円

注1：利息の計算に際しては、預入期間は日割りではなく月単位で計算すること。

注2：為替差益・為替差損に対する税金については考慮しないこと。

注3：利息に対しては、米ドル建ての利息額の20%（復興特別所得税は考慮しない）相当額が所得税・住民税として源泉徴収されるものとする。

1. 1,070,856円
2. 1,060,080円
3. 1,051,050円
4. 1,050,840円

問 29

慎一さんは、最近よく耳にするつみたてNISA（非課税累積投資契約に係る少額投資非課税制度）とiDeCo（個人型確定拠出年金）についてFPの杉野さんに質問をした。杉野さんがつみたてNISAとiDeCoの概要を説明する際に使用した下表の空欄（ア）～（エ）に入る適切な数値または語句を語群の中から選択し、その番号のみを解答欄に記入しなさい。

<つみたてNISAとiDeCoの概要>

	つみたてNISA	iDeCo
運用対象	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託	定期預金、生命保険、投資信託等
年間拠出限度額	新規投資額で毎年（ア）万円	企業年金がない会社員27.6万円、自営業者81.6万円など、加入者の区分によって異なる
非課税期間	最長（イ）年	－
積立可能期間	－	（ウ）歳まで
税法上のメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運用益が非課税</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運用益が非課税</li> <li>・ 掛金全額が（エ）控除の対象となる</li> <li>・ 受取方法により、退職所得控除または公的年金等控除の対象となる</li> </ul>

<語群>

- |          |          |                |       |
|----------|----------|----------------|-------|
| 1. 20    | 2. 40    | 3. 60          | 4. 65 |
| 5. 80    | 6. 100   | 7. 120         |       |
| 8. 社会保険料 | 9. 生命保険料 | 10. 小規模企業共済等掛金 |       |

問30

慎一さんは、相次ぐ地震報道を受けて地震保険に関心を持った。下記<資料>を基に計算した慎一さんの自宅に係る年間の地震保険料として、正しいものはどれか。なお、慎一さんの自宅は愛媛県にあるイ構造のマンションで、火災保険の保険金額は1,000万円である。また、地震保険は火災保険の保険金額の50%相当額で2018年10月に契約し、建築年割引10%が適用されるものとする。

<資料：地震保険金額100万円当たりの年間保険料例（割引適用なしの場合）>

建物の所在地（都道府県）	建物の構造区分※	
	イ構造	ロ構造
岩手県・秋田県・山形県・栃木県・群馬県・富山県・石川県・福井県・長野県・滋賀県・鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・鹿児島県	680円	1,140円
福島県	740円	1,490円
北海道・青森県・新潟県・岐阜県・京都府・兵庫県・奈良県	810円	1,530円
宮城県・山梨県・香川県・大分県・宮崎県・沖縄県	950円	1,840円
愛媛県	1,200円	2,380円
大阪府	1,320円	2,380円
徳島県・高知県	1,350円	3,190円
茨城県	1,350円	2,790円
埼玉県	1,560円	2,790円
愛知県・三重県・和歌山県	1,710円	2,890円
千葉県・東京都・神奈川県・静岡県	2,250円	3,630円

※イ構造：主として鉄骨・コンクリート造の建物、ロ構造：主として木造の建物

1. 5,400円
2. 10,710円
3. 10,800円
4. 21,420円

### 問31

慎一さんは、2018年7月にケガによる療養のため休業したことから、健康保険の傷病手当金についてFPの杉野さんに相談をした。慎一さんの休業に関する状況が下記<資料>のとおりである場合、慎一さんに支給される1日当たりの傷病手当金の額として、正しいものはどれか。なお、慎一さんは、全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）の被保険者である。また、記載以外の傷病手当金の受給要件はすべて満たしているものとする。

#### <資料>

##### [慎一さんのデータ]

- ・ 支給開始日以前の継続した12ヵ月間の各月の標準報酬月額を平均した額は、450,000円である。
- ・ 慎一さんが休業した日について、1日当たり3,000円の給与が支給された。
- ・ 休業した日については、労務不能と認められている。

##### [傷病手当金の1日当たりの支給額]

「支給開始日以前の継続した12ヵ月間の各月の標準報酬月額を平均した額」 $\div$ 30日 $\times$ 2/3

1. 0円
2. 7,000円
3. 8,000円
4. 10,000円

### 問32

慎一さんの弟の武志さん（40歳）は、現在、個人事業主として防水工事業を営んでいる。武志さんは老後の生活のために国民年金基金に加入することを検討しており、FPの杉野さんに質問をした。国民年金基金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 国民年金基金には、国民年金保険料を納付している国民年金の第1号被保険者のほか、日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入者も加入できる。
2. 月々の掛金の上限は、原則として68,000円であり、掛金の全額が社会保険料控除の対象となる。
3. 国民年金基金に加入している者は、個人型確定拠出年金に加入できない。
4. 国民年金基金の老齢年金には終身年金と確定年金があり、受け取った年金は、雑所得として公的年金等控除の対象となる。

問 3 3

麗子さんは、50歳になるまで現在のパート勤務を続け、その後は個人事業主として喫茶店を営むことを考えている。麗子さんの公的年金加入歴（見込みを含む）が下記＜資料＞のとおりである場合、麗子さんの老齢基礎年金の受給資格期間に算入される期間として、正しいものはどれか。

＜資料＞

[麗子さんの公的年金の加入歴（見込みを含む）]

①	②	③	④	⑤
24月	36月	60月	240月	120月

▲ 20歳
▲ 22歳
▲ 25歳
▲ 30歳
▲ 50歳
▲ 60歳

① 国民年金の保険料未納期間  
 ② 国民年金の保険料免除期間（全額免除）  
 ③ 国民年金の第2号被保険者期間  
 ④ 国民年金の第3号被保険者期間  
 ⑤ 国民年金の第1号被保険者としての保険料納付済期間

※上記以外に、保険料納付済期間および保険料免除期間はないものとする。  
 ※合算対象期間は考慮しないものとする。

1. 216月
2. 420月
3. 444月
4. 456月





【第10問】下記の（問34）～（問40）について解答しなさい。

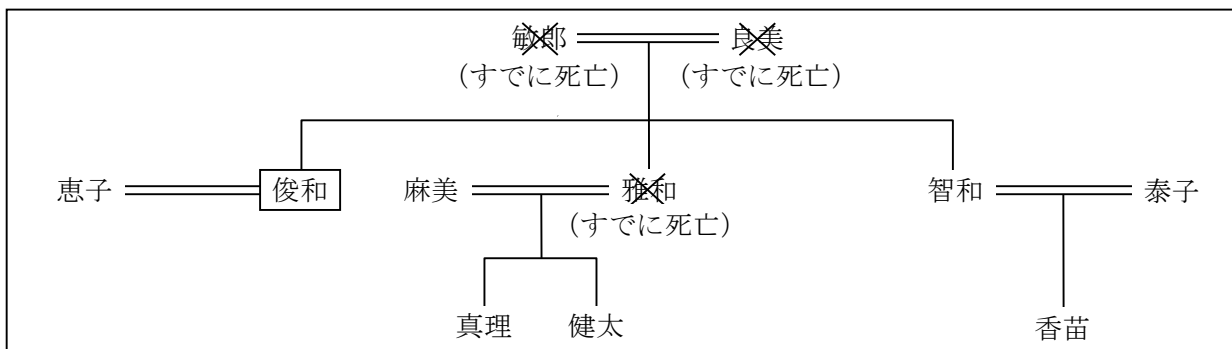
<設例>

北山俊和さんは国内の上場企業であるT A株式会社に勤務していたが、勤務先が募集した希望退職に応じて2018年7月に退職し、現在は無職である。そこで、今後の生活のことなどに関して、FPで税理士でもある志田さんに相談をした。なお、下記のデータは2018年9月1日現在のものである。

I. 家族構成（同居家族）

氏名	続柄	生年月日	年齢	備考
北山 俊和	本人	1961年 6月10日	57歳	無職
恵子	妻	1963年12月14日	54歳	専業主婦

II. 北山家の親族関係図



III. 北山家（俊和さんと恵子さん）の財産の状況

[資料1：保有資産（時価）]

(単位：万円)

	俊和	恵子
金融資産		
預貯金等	8,460	600
債券	2,250	
株式等	2,420	
生命保険（解約返戻金相当額）	[資料3]を参照	[資料3]を参照
不動産		
土地（自宅）	10,340	
建物（自宅）	680	
土地（貸駐車場）	8,340	
その他（動産等）	320	150

[資料2：負債残高]

住宅ローン：630万円（債務者は俊和さん。団体信用生命保険付き）

自動車ローン：60万円（債務者は俊和さん）

## [資料3：生命保険]

(単位：万円)

保険種類	保険契約者	被保険者	死亡保険金受取人	保険金額	解約返戻金相当額	保険期間
定期保険特約付終身保険A (終身保険部分) (定期保険部分)	俊和	俊和	恵子	300 3,000	150	終身 2024年まで
終身保険B	俊和	俊和	恵子	1,000	630	終身
終身保険C	俊和	俊和	恵子	1,000	520	終身
終身保険D	俊和	俊和	恵子	300	290	終身
終身保険E	俊和	俊和	恵子	300	290	終身

注1：解約返戻金相当額は、現時点（2018年9月1日）で解約した場合の金額である。

注2：すべての契約について、保険契約者が保険料を全額負担している。

注3：契約者配当および契約者貸付については考慮しないこと。

## IV. その他

上記以外の情報については、各設問において特に指示のない限り一切考慮しないこと。

問34

F Pの志田さんは、まず現時点（2018年9月1日）における北山家（俊和さんと恵子さん）のバランスシート分析を行うこととした。下表の空欄（ア）に入る数値を計算しなさい。

<北山家（俊和さんと恵子さん）のバランスシート>

（単位：万円）

[資産]		[負債]	
金融資産		住宅ローン	×××
預貯金等	×××	自動車ローン	×××
債券	×××		
株式等	×××		
生命保険（解約返戻金相当額）	×××	負債合計	×××
不動産			
土地（自宅）	×××		
建物（自宅）	×××		
土地（貸駐車場）	×××	[純資産]	(ア)
その他（動産等）	×××		
資産合計	×××	負債・純資産合計	×××

問35

俊和さんが2018年8月に受け取った退職一時金（下記＜資料＞参照）から源泉徴収された所得税額として、正しいものはどれか。なお、俊和さんは、退職に際して「退職所得の受給に関する申告書」を適正に提出している。また、復興特別所得税については考慮しないこと。

＜資料＞

[俊和さんの退職に係るデータ]

- ・ 退職一時金の額：5,000万円
- ・ 勤続年数：31年4ヵ月
- ・ 俊和さんは、これまでに役員であったことはなく、退職は障害者になったことに基因するものではない。

[所得税の速算表]

課税される所得金額		税率	控除額
1,000円 から	1,949,000円 まで	5%	0円
1,950,000円 から	3,299,000円 まで	10%	97,500円
3,300,000円 から	6,949,000円 まで	20%	427,500円
6,950,000円 から	8,999,000円 まで	23%	636,000円
9,000,000円 から	17,999,000円 まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から	39,999,000円 まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上		45%	4,796,000円

(注) 課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

1. 3,360,000円
2. 4,008,000円
3. 4,644,000円
4. 5,544,000円

### 問36

俊和さんは、加入していた養老保険が2018年8月に満期を迎え、満期保険金を一括で受け取った(下記<資料>参照)。俊和さんの2018年分の所得税において、総所得金額に算入すべき一時所得の金額として、正しいものはどれか。なお、俊和さんには、この満期保険金の一括受取金以外に一時所得の対象となるものはないものとする。

<資料：養老保険の明細>

払込保険料の総額：430万円 満期保険金：500万円 保険期間：10年間
--

1. 10万円
2. 20万円
3. 35万円
4. 70万円

### 問37

下記<資料>は、俊和さんが保有する2018年8月に満期を迎えた利付国債についてのものである。この国債の償還金に課される所得税および住民税の合計額を計算しなさい。なお、この国債の償還金は申告分離課税の対象となり、20%（所得税15%、住民税5%）の税率が適用されるものとし、所得控除および復興特別所得税については考慮しないこと。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

<資料：利付国債の明細>

額面金額：1,000万円 購入価格：額面100円につき97.50円（購入時の手数料および税金については考慮しない） 保有期間：3年間
--

### 問38

俊和さんが保有する国内公募株式投資信託から受け取った収益分配金の明細は、下記<資料>のとおりである。次の記述のうち、俊和さんが受け取った収益分配金の金額（所得税および住民税を控除した後の金額）として、正しいものはどれか。なお、復興特別所得税については考慮しないこと。

<資料：収益分配金の明細>

保有口数：4,000,000口
普通分配金：10,000口当たり50円
普通分配金に係る所得税額：***円
普通分配金に係る住民税額：1,000円

(注) 問題作成の都合上、一部を\*\*\*としている。

1. 15,000円
2. 16,000円
3. 17,000円
4. 20,000円

### 問39

俊和さんは、TA株式会社を退職後すぐに再就職する予定がなかったため、退職前に加入していた健康保険の任意継続被保険者となる手続きを行った。全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）における任意継続被保険者に関する次の（ア）～（エ）の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

- （ア）任意継続被保険者の保険料は、被保険者本人と退職前に勤めていた会社の事業主が折半で負担する。
- （イ）任意継続被保険者として健康保険に加入できる期間は、退職後5年間とされる。
- （ウ）70歳未満の任意継続被保険者の医療費の自己負担割合は、在職中の被保険者と同様、3割である。
- （エ）任意継続被保険者は、一定の要件を満たす親族を被扶養者とすることができる。

#### 問 40

俊和さんは、自分や妻に介護が必要になった場合に備え、FPの志田さんに公的介護保険制度について質問をした。公的介護保険の被保険者区分に関する下表の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。

	第1号被保険者	第2号被保険者
保険者	（ア）	
被保険者	（イ）以上の者	40歳以上（イ）未満の医療保険加入者
保険料の徴収	（ア）が徴収	医療保険者が医療保険料に含めて徴収
保険給付（介護サービス）の対象者	要介護（要支援）状態になった者	（ウ）、要介護（要支援）状態になった者

#### <語群>

1. 国
2. 都道府県
3. 市町村および特別区
4. 65歳
5. 70歳
6. 75歳
7. 交通事故等の後遺症が原因で
8. 老化に伴う特定疾病が原因で
9. 原因を問わず